

美濃加茂市社会福祉協議会

「指定訪問介護」「介護予防」「日常生活支援総合事業」

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は、利用者に対して指定訪問介護サービス、介護予防、日常生活支援総合事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者名	社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会
所在地	美濃加茂市新池町三丁目4番1号
代表者氏名	会長 海老 和允
設立年月	昭和50年 9月 法人化
電話番号	(0574) 28-6111
指定年月日	平成12年2月28日指定 岐阜県指令第537号の603

2. 事業所の概要

事業所名	美濃加茂市社会福祉協議会		
所在地	美濃加茂市深田町三丁目5番8号		
代表者氏名	会長 海老 和允		
提供可能サービス、 介護保険事業所番号	訪問介護・介護予防	事業所番号 岐阜県第2171200120号	
	日常生活支援総合事業	事業所番号 岐阜県第2171200120号	
管理者及び連絡先	サービスの種類	氏 名	連絡先電話番号
	訪問介護・介護予防	柴田 美也子	23-0711
	日常生活支援総合事業	柴田 美也子	23-0711
事業の目的	介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。		

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 美濃加茂市の区域

(2) 営業日 月曜日から日曜日（年末年始を除く）

(3) 営業時間 午前7時30分～午後8時

但し 日常生活支援総合事業の営業日時は 月曜日から土曜日 8時30分～17時15分

4. 事業所の職員体制

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1 名			1 名	業務管理
2. サービス提供責任者	2 名			2 名	サービス提供に関する調整等
3. 訪問介護員	1 名	1 6 名	6. 8 名	2. 5 名	訪問介護サービスの提供
(1) 介護福祉士	3 名	8 名			
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー 1 級) 課程修了者	—	—			
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー 2 級) 課程修了者	—	8 名			

※ R6. 4. 1 現在の情報です。職員の入退職、人事異動により若干数変動することがあります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

＜サービス内容＞

○身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それに基づき訪問介護計画に定められます。

①身体介護

○入浴介助 … 入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などを行います。

○排せつ介助 … 排せつの介助、おむつ交換を行います。

- 食 事 介 助 … 食事の介助を行います。
- 体 位 変 換 … 体位の変換を行います。
- 通 院 介 助 … 通院の介助を行います。

②生活援助

- 調 理 … 利用者の食事の用意を行います。(家族分の調理は行いません。)
- 洗 濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。(家族分の洗濯は行いません。)
- 掃 除 … 利用者の居室の掃除を行います。
(利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物 … 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

<利用料金> ◎訪問介護サービス利用料(要介護1～5)

それぞれのサービスについては、平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

身体介護

1単位 10.21円

サービスに要する時間	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満	2時間以上 2時間半未満
利用料金	268単位	426単位	624単位	714単位	804単位

※ 特定事業所加算(Ⅱ)を含む

生活援助

1単位 10.21円

サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護1に引き 続き生活援助 (20分以上)	身体介護1に引き 続き生活援助 (45分以上)	身体介護1に引き 続き生活援助 (70分以上)
利用料金	197単位	242単位	340単位	411単位	483単位

※ 特定事業所加算(Ⅱ)を含む

【加 算】

- ・初回加算 … 200単位 / 月
- ・緊急時訪問介護加算 … 100単位 / 回
- ・生活機能向上連携加算(Ⅰ) … 100単位 / 月
- ・生活機能向上連携加算(Ⅱ) … 200単位 / 月
- ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) … 加算率 22.4%
- ・特定事業所加算(Ⅱ) … 加算率 10%

※訪問介護サービスに関する注意事項

- ・「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ・サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ・平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・夜間（午後6時～午後10時まで）：25%
 - ・早朝（午前6時～午前8時まで）：25%
 - ・深夜（午後10時～午前6時まで）：50%
- ・利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときの料金は、2倍になります。

◎訪問型サービス【介護予防・日常生活支援総合事業】

1単位 10.21円

項 目	通常の利用料金（月額）	契約期間が1ヵ月に満たない場合（日額）
週1回程度の利用	1,176単位	39単位
週2回程度の利用	2,349単位	77単位
週2回程度を越える利用 （要支援2のみ）	3,727単位	123単位

【加 算】

- ・初回加算 … 200単位
- ・生活機能向上連携加算（Ⅰ）… 100単位 / 月
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ）… 200単位 / 月
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）… 加算率 22.4%
- ・特定事業所加算（Ⅱ）… 加算率 10%

※サービスに関する注意事項

☆利用者がまだ要介護認定又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定又は要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◎訪問型サービスA(緩和した基準による訪問型サービス)

生活援助 1回 1時間まで 235単位

※加算の要件、単位は訪問型サービスと同様

③利用者負担金

利用者の介護保険負担割合証により、利用料金の1割～3割の金額が利用者負担金となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額が利用者の負担となります。

1単位 10.21円

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
身体介護	268単位	426単位	624単位	714単位
		20分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	
生活援助		197単位	242単位	

平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時～午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時～午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時～午前6時まで）：50%

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事業者は利用者に対して、2ヵ月前までに、変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 利用者負担金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。お支払いは、翌月27日に指定の金融機関から引き落としさせていただきます。

（金融機関からの引き落としを希望されない方は、請求書により指定口座にお振り込みいただくか、事業所へご持参ください。）

(4) 利用の中止、変更、追加

☆利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

☆利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用当日の急な体調不良や入院等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用日の前日の 17 時 15 分までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日の 17 時 15 分までに連絡がなかった場合	一律に 8 0 0 円

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとし、事前に利用者へ連絡をしたうえで訪問する事とする。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

②サービスの実施に関する指示・命令

訪問サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮します。

③備品等の使用

サービスのために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問サービスの提供にあたり次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
- ③利用者の家族等に対する訪問サービスの提供
- ④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 秘密の保持

- ①事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ②あらかじめ別に定める文書により利用者の同意を得た場合は前項の規定にかかわらず、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。

8. 緊急時、及び事故発生時の対応

サービス提供には、安全を第一に対応しますが、万が一緊急事態が発生した場合や 利用者の容態に急変が生じた場合は、主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるほか、下記のご家族等へ速やかに連絡いたします。

【事業所連絡先】

対応連絡先	(0 5 7 4) 2 3 - 0 7 1 1
対応日	月曜日～日曜日
対応時間	午前 7 時 3 0 分～午後 8 時

【主治医】

医療機関名	
所在地	
電話番号	
主治医氏名	

【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者にたいする虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

【虐待防止責任者】 管理者 柴田 美也子

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者にたいする虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

10. サービス内容に関する苦情等

(1) 相談や苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- 受付窓口 美濃加茂市深田町三丁目5番8号
美濃加茂市社会福祉協議会 社協総合相談センター
- 苦情受付担当者 訪問介護係長 三輪 みどり
- 苦情解決責任者 センター長 太田 恵子
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
電話番号 (0574) 23-0711

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

美濃加茂市健康福祉部 高齢福祉課介護保険係	所在地 美濃加茂市太田町3431-1 電話番号 (0574) 25-2111
岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 (058) 278-5136
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 (058) 273-1111

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス、介護予防、日常生活支援総合事業の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所 在 地 美濃加茂市新池町三丁目 4 番 1 号

事業者名 美濃加茂市社会福祉協議会

説 明 者 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス、介護予防、日常生活支援総合事業の提供開始に同意しました。

私は、サービスを受けるにあたり、利用する指定居宅サービス事業者及び保険者等に対して、自己に対する介護サービス提供に必要な個人情報を用いること、また緊急時・災害時において、生命、身体の保護の為、利用者の安否確認情報と活動サービス内容を行政に提供されることに同意しました。

利用者 住 所 美濃加茂市

氏 名 _____ 印 _____

代理人又は立会人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第 38 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。